

令和3年6月4日

ピクセル&プレス株式会社の名義で行われる「CCPシステム」又は「SHKビジネス」と称する役務の訪問販売に関する注意喚起 (VISION株式会社等と同種又は類似の消費者事故等のおそれについて)

消費者庁が令和3年3月23日付けで公表したVISION株式会社（ビジョン）及び株式会社レセプション（レセプション）に対する特定商取引法に基づく業務停止命令等において同社らについて認定した同法に違反する行為と同種又は類似の行為が、ピクセル&プレス株式会社（ピクセル&プレス）の名義で繰り返し行われる可能性が高いことが確認されました。

このため、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要

名 称	ピクセル&プレス株式会社
所在地	バングラデシュダッカグルシャンカラチャドプール1/1カ
営業所	①東京都渋谷区西原3-39-15 ②東京都渋谷区円山町12-2
代表者	ヌルル アラム

※ いずれも契約書に記載されている情報です（なお、名称が完全に一致する商業登記は本公表時点では見当たりません。）。

【参考】これまで特定商取引法に基づき行政処分をした主な関連事業者

※ 以下は商業登記されている内容です。

名 称	VISION株式会社（法人番号 1011101087825）
所在地	東京都新宿区弁天町1番地
代表者	新聞 壽

名 称	株式会社レセプション（法人番号 7010701030916）
所在地	三重県伊賀市四十九町1807-1
代表者	大倉 満

名 称	WILL株式会社（法人番号 5011001107596）
所在地	東京都渋谷区恵比寿南1-1-10
代表者	中島 忠相

2. これまでのビジョン等に対する消費者庁の対応

消費者庁では、これまで、ビジョンの前身会社であるWILL株式会社（ウィル）及びその関連法人7社（レセプションを含みます。）（以下、ウィル及びウィルの関連法人7社を併せて「ウィルら」といいます。）に対して、特定商取引法に違反する行為（事実不告知、

不実告知など）を認めたことから、平成 30 年 12 月及び令和元年 7 月の 2 回にわたり同法に基づく行政処分を実施しました。

また、令和 3 年 3 月には、ウィルらから当該行政処分の対象となった事業を承継したビジョン及び引き続き当該事業に関与しているレセプションに対して、下記 3. の特定商取引法に違反する行為（不実告知）を認めたことから、同法に基づく 3 回目の行政処分（以下「本件行政処分」といいます。）を実施したところです。

なお、ウィルら及びビジョンに対するこれまでの対応の概要については、別紙「関連する行政処分等の経緯」をご確認ください。

3. ビジョン及びレセプションの特定商取引法に違反する行為の内容

※詳細は、下記のリンクをご確認ください。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210323_1.pdf

（１）「ＣＣＰシステム」又は「ＳＨＫビジネス」という事業

※ビジョンらによる取引の概要については、別紙「取引の概要」もご参照ください。

ビジョン及びレセプション（以下併せて「ビジョンら」といいます。）は、連携共同して、ＩＰ電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれたとされる「ライセンスパック」と称するカード型ＵＳＢメモリ（以下「本件商品」といいます。）を、これを購入した相手方（以下単に「相手方」といいます。）から賃借した上で、これに読み込まれたアプリケーションを第三者に有償で利用させる事業（以下「本件商品の運用事業」といいます。）に用いて、この事業により得られた収益から、本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を、３年間にわたり 36 回に分けて相手方に支払うとされる「ＣＣＰシステム」と称する役務（以下「本件役務」といいます。）を提供する事業を行っています。

なお、ビジョンらは、当該事業について、「ＳＨＫビジネス」と呼ぶ場合もあります。

（２）本件行政処分を行うに当たって消費者庁が認定したビジョンらの特定商取引法に違反する行為の内容

ア 本件役務の内容に関する不実告知

（ア）ビジョンらは、遅くとも令和 2 年 6 月以降、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の締結について勧誘をするに際し、あたかも、ビジョン又はビジョンの前身であるウィルらにおいて、過去 7 年間にわたって、継続的に本件商品の運用事業により収益を上げ、かかる収益から本件商品の賃借料が支払われているかのように告げています。

（イ）しかし、実際には、ウィルは、少なくとも平成 27 年 10 月 1 日から令和元年 6 月 6 日までの間、その総売上高の約 99 パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っていたわけではありません。

また、ウィルの関連法人は、平成 31 年 3 月から令和元年 6 月 6 日までの間、本件商品の販売に係る営業業務を行っており、本件商品の運用事業を行っていた事実はありません。

イ 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる事項に関する不実告知

ビジョンらは、遅くとも令和2年6月以降、本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、以下のいずれの事実もないにもかかわらず、あたかも以下の事実があるかのように告げています。

(ア) ビジョンが提供する「コロナ感染者追跡アプリ」が、世界保健機関（WHO）が主催したアフリカ全体の新型コロナウイルス感染症対策を検討する会議において、アフリカ全体で正式に採用されたこと。

(イ) インターネット通信販売アプリを作っしてほしいというリベリア政府からの依頼により、「ヴィカシーコイン」と称する暗号資産（仮想通貨）と法定通貨とを交換する交換所をリベリアに開設し、当該暗号資産を使用して買物ができる、アフリカ西海岸で初のインターネット通信販売アプリを作ったこと。

(ウ) ビジョンが提供する「ビヨンドアイ」と称するAR（拡張現実）の技術を用いたとされる動画再生アプリについて、同アプリで再生される動画にスターバックス社が広告を掲載して広告料を支払っていること。

(エ) グーグル社は、ビジョンが完成させたとする「Wストア」と称するスマートフォン向けのアプリのプラットフォームについて、その利用者1名につき一定額の広告料を支払うというグーグルアドセンス契約の合意をしたこと。

4. 消費者庁が確認した事実

(1) 消費者庁が認定したビジョンらの特定商取引法に違反する行為は、消費者安全法が規定する消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）にも該当します。

(2) 消費者庁による調査の結果、遅くとも令和3年4月以降、ビジョンらが行う本件役務を提供する事業に関して以下のことが確認されており、今後、前記3.(2)のビジョンらによる消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）と同種又は類似の行為がピクセル&プレス名義で行われる可能性が高いと認められます。

ア ビジョンらのために勧誘を行っていた者が、引き続きピクセル&プレス名義での本件役務提供契約締結の勧誘を行っており、本件行政処分後間もなくピクセル&プレス名義の契約書を用いて本件役務提供契約が締結されていること。

イ ピクセル&プレス名義の契約書を用いて本件役務提供契約を締結した消費者に対しても、勧誘時に、ビジョンらが告げていた前記3.(2)の内容と同内容のことが告げられていること。

さらに、ビジョンらは、仮想通貨に関する事柄について不実を告げていたところ、ピクセル&プレス名義の契約書では、支払方法に、本件商品の賃借料を仮想通貨により支払う方法が追記されていること。

ウ 本件役務提供契約を締結する際に使用されているピクセル&プレス名義の契約書は、従前ビジョンらが使用していたビジョン名義の契約書とほぼ同内容でよく似た体裁であり、「販売者」の箇所をピクセル&プレスに変更したものであること。

エ 契約書記載のピクセル&プレスの住所のうち少なくとも住所②及び電話番号は、ウィルら及びビジョンに密接に関係する場所や番号であり、ピクセル&プレスはビジョンらが新たに使っている会社名と認められること。

- (3) ウィルは、平成 30 年 12 月の時点で約 447 億円の賃借料の支払債務を負いながら平成 31 年 1 月以降も訪問販売によって顧客数を増加させている一方で、前記 3.(2)アのとおり、賃借料の支払をウィルの総売上高の 99 パーセントを占める本件商品の販売による売上げに頼っていたと認められます。

そして、ウィルらの当該事業を承継したビジョンらは、前記 3.(2)のとおり、本件商品の運用事業に関して、事実を反することを告げて消費者に大きな財産被害を与えるリスクが非常に高い勧誘行為をしていると認められます。

前記 3.(2)のビジョンらによる消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(不実告知)と同種又は類似の行為がピクセル&プレス名義で行われ続けることになれば、今後その事業が破綻する可能性が高く、重大な消費者被害が生じるおそれがあります。

5. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- 本件役務について、ピクセル&プレス名義で、多額の利益を得ることができるなどと、消費者にとって一見魅力的な取引が持ちかけられていますが、以下の点から、その破綻リスクは非常に高いと認められます。

◇ビジョンの前身のウィルらは、本件商品の運用事業から収益を得ておらず、本件商品の販売による売上げから賃借料を支払っていました。

◇ビジョンらは、ウィルらから承継した本件商品の運用事業について、虚偽の説明をしています。

- 先進的なビジネスが好調であることやその将来性を強調して事業者との取引を促す勧誘を受けた場合には、そのようなビジネスに告げられたような実態があるか否かを慎重に確認するようにしてください。
- 多額の現金を支払った後に契約を解除したくても、事業者が応じてくれるとは限りません。契約金を支払う前に契約内容や契約条件を十分に確認して検討してください。

- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや！）** ※局番なし

6. 消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の提供

ピクセル&プレス名義で契約金がやり取りされ、セミナーが開催されるなどして消費者事故等が発生することを防止するため、当該注意喚起の内容等を、金融庁、厚生労働省、観光庁等の関係各所に情報提供し、各金融機関、セミナー会場に用いられるホテル等の業界団体や会議施設の提供団体に対する周知を要請しました。

＜公表内容に関する問合せ先＞

消費者庁取引対策課

電 話：03-3507-9217、FAX：03-3507-9291